日医発第792号 (保233) 令 和 2 年 1 0 月 1 2 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長中川俊男(公印省略)

## 新型コロナウイルス感染症にかかる 検査料の点数の取扱いについて

標記について、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料 1 のとおり取り扱う通知が示され、令和 2 年 10 月 2 日から適用となりました。

また、本通知に関連して、厚生労働省保険局医療課から添付資料 2 のとおり事務連絡が発出されております。

つきましては、貴会会員に周知くださいますようお願い申し上げます。

#### (添付資料)

- 1. 検査料の点数の取扱いについて (令 2.10.2 保医発 1002 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)
- 2. 疑義解釈資料の送付について (その 35) (令 2.10.2 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)

保医発 1002 第 1 号 令和 2 年 10 月 2 日

地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

## 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、令和2年10月2日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D023(17)中「国立感染症研究所が作成した「2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」」を「厚生労働省の定める新型コロナウイルス感染症の検査に係る指針」に改める。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第1章 (略) 第2章 特揭診療料 第2章 特揭診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000~D022 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1)~(16) (略)

> (17) SARS-CoV-2 核酸検出は、国立感染症研究所が作成 した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載され たもの若しくはそれに進じたもの又は体外診断用医 薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2の 検出(COVID-19の診断又は診断の補助)を目的として 薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の 患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断 を目的として行った場合又は COVID-19 の治療を目的 として入院している者に対し退院可能かどうかの判 断を目的として実施した場合に限り算定できる。ただ し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにす るための積極的疫学調査を目的として実施した場合 は算定できない。なお、検査に用いる検体については、

医科診療報酬点数表に関する事項

行

第1部・第2部 (略)

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

 $D000\sim D022$  (略)

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

(1)~(16) (略)

(17) SARS-CoV-2 核酸検出は、国立感染症研究所が作成し た「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載された もの若しくはそれに準じたもの又は体外診断用医薬 品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2の検 出(COVID-19の診断又は診断の補助)を目的として薬 事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患 者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を 目的として行った場合又は COVID-19 の治療を目的と して入院している者に対し退院可能かどうかの判断 を目的として実施した場合に限り算定できる。ただ し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにす るための積極的疫学調査を目的として実施した場合 は算定できない。なお、検査に用いる検体については、

<u>厚生労働省の定める新型コロナウイルス感染症の検</u> 査に係る指針を参照すること。

採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年6月25日健感発0625第5号)の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1

国立感染症研究所が作成した「2019-nCoV (新型コロナウイルス) 感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」を参照すること。

採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年6月25日健感発0625第5号)の「第1退

回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

 $(18) \sim (28)$  (略)

院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1 回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

 $(18) \sim (28)$  (略)

事 務 連 絡 令和 2 年 10 月 2 日

地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 御中 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について (その35)

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第57号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第1号)等により、令和2年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

### 医科診療報酬点数表関係

# 【SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出】

- 問1 「検査料の点数の取扱いについて」(令和2年10月2日保医発1002第 1号)において「厚生労働省の定める新型コロナウイルス感染症の検査に 係る指針」とあるが、具体的に何を指すのか。
  - (答) 現時点では、「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 病原体検査の指針」を指す。